

平成 28 年度第 2 回入札等監視委員会議事概要

【日 時】 平成 29 年 1 月 6 日（金曜日）14 時 00 分～15 時 30 分

【場 所】 千歳市役所本庁舎 2 階庁議室

【出席者】

◎委 員 栗山 委員長、齋藤 委員、井川 委員

◎説明者 佐藤 事業庶務課長、今村 事業庶務係長
島 水道局次長、吉田 工事課長

◎事務局 平野 契約管財課長、下口 契約係長、佐藤 契約係主任

1 開会

2 挨拶

3 審議内容

平成 28 年 7 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日までの期間に発注した予定価格が 250 万円を超える建設工事及び設計等委託業務の中から、当番委員が審議のために抽出した工事 8 件、設計等委託業務 2 件について、契約担当課長から入札経緯等の説明を行った。

（委員）

消防総合庁舎耐震改修工事が事後審査型条件付一般競争入札となるのは何故ですか。

（事務局）

建築一式工事において、予定価格が 2,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満の工事は、事後審査型条件付一般競争入札を行うと定めているからです。

（委員）

なぜ指名競争入札にしないのですか。

（事務局）

建築一式工事については、制限付一般競争入札は予定価格が 1 億 5,000 万以上、事後審査型条件付一般競争入札は予定価格が 2,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満と定めています。事後審査型条件付一般競争入札については、平成 22 年より実施しており、指名競争入札より、透明性の確保及び競争性の発揮を見込み実施しています。

（委員）

指名競争入札より透明性が確保されるというのは。

（事務局）

指名競争入札は、市が一方的に業者を指名しているため、一般競争入札のほうが、指名競争入札に比べて、透明性及び競争性が発揮されるということです。

（委員）

事後審査の審査とは、客観的に判断できる内容ですか。

(事務局)

公告文に入札参加資格要件を定めていますので、判断可能です。

(委員)

審査内容は、入札前に確認できそうですが、あくまで事後確認なのですか。

(事務局)

入札前に審査は可能ですが、その際は、必要書類の提出が必要になりますので、入札参加業者の負担を少しでも低減させるため、事後審査としています。

(委員)

それならば納得できます。あと、消防総合庁舎耐震改修工事については、設計変更が実施されていますが、内容を教えてください。

(事務局)

主に3点ありまして、1点目は、外壁のひび割れの補修等による増減、2点目は、解体工事の中で煙突解体に伴うアスベスト含有断熱材の撤去費の増、3点目は、そのアスベスト含有断熱材の撤去工事が新たに発生したことによる工期延長であり、合計で6,285,600円の増額と工期を29日延長しました。

(委員)

アスベストの有無は、解体して初めてわかったのですか。

(事務局)

実際に工事現場に入ってからわかりました。

(委員)

最低制限価格を計算する際、予定価格を上回ったものは、計算式から除外しますか。

(事務局)

千歳市最低制限価格制度実施要領に基づき、予定価格を超えたものは除外しています。

(委員)

予定価格を超えたものとは100%も含みますか。

(事務局)

予定価格より高い金額になったものが対象ですので、100%は含みません。

(委員)

最低制限価格の基準は何かで決まっていますか。

(事務局)

千歳市最低制限価格制度実施要領に定め運用しています。また、建設工事と設計等委託によって計算方法は異なります。

(委員)

設計等委託と建設工事の計算方法が異なることで問題はないのですか。

(事務局)

国と同様の基準を要領で定めているので、問題はないと考えております。

(委員)

最低制限価格を下回り、最低価格提示者が失格になった場合、最低価格提示者以外が落札するため、結果として、金額を多く払っているように感じますが、その場合はどのように考えますか。

(事務局)

もちろん金額面を考えると、市としては、低いほうがメリットはありますが、あまりに金額が低いと、人件費を抑制して施工する場合や、適正な施工の確保が困難となる場合などが考えられるため、運用に当たっての問題はないと考えています。

(委員)

適正な施工かどうかの検証方法を教えてください。

(事務局)

工事監督員が、工事完成時に工事施行成績評定書で工事点数をつけて検証しています。なお、80点以上は、千歳市ホームページ等で優良工事として公表しています。

(委員)

指名競争入札を行う場合、指名委員会を開催すると思いますが、指名業者数について、具体的にどのように運用していますか。

(事務局)

「工事等に係る指名業者数及び入札回数並びに入札結果等の公表の基準の設定について」の基準により、運用しています。

また、指名回数の均等や、手持ち工事の状況を考慮し、指名業者数等を指名委員会で決定しています。

(委員)

高台団地2号棟エレベータ更新工事について、予定価格と契約金額が同一ですが、契約に至るまでの経緯を教えてください。

(説明者)

本工事については、事前に設計を行い、予定価格を決め、1者と見積合わせを行った後に、予定価格と比較したうえで、契約金額を決定しています。

(委員)

予定価格と契約金額が同一ですが、金額は妥当ですか。

(説明者)

予定価格は参考見積金額や積算単価等を参考にし、積算を行っていますので、予定価格の範囲内であれば、契約金額は妥当だと考えています。

(委員)

参考見積というのは、契約業者から徴収しているのですか。それとも他者からも、徴収しているのですか。

(説明者)

本工事については、既存エレベータの改修工事になるため、既存エレベータのメーカーでしか見積ができない内容です。そのため、契約業者から参考見積を徴収しました。

(委員)

結果的に参考見積金額が予定価格になったのですか。

(説明者)

様々な積算を行った結果、今回の結果になりました。

(委員)

参考見積価格から金額を削ることはあるのですか。

(説明者)

例えば普及品があつて、同等品があるような場合は、そこで査定することも可能ですが、今回はそれもできない状況でした。

(委員)

参考見積書の査定はしましたか。

(説明者)

予算編成の段階で参考見積を徴収し、金額交渉を行ったうえで、再度、参考見積を徴収し、査定を行っています。

(委員)

実際、今回はどのくらい下がったのですか。

(説明者)

正確な数字ではありませんが、予算編成の段階と比較し、300万円程度は下がりました。

(委員)

入札前に事前に交渉したということですね。

(説明者)

それが一番重要だと考え、当初は1,300万円程度でしたので、再度積算の上、参考見積書をいただけるよう交渉しました。その参考見積書を参考に、設計単価を抽出し、その金額に対して積算要領にも基づいた経費率をかけて予定価格にしました。この積算要領については、公表されていますので、情報のある程度は知り得ることができます。

(委員)

設計単価は、類似品との比較や、過去の実績を調査し決定すると思いますが、他市町村での実績等は調査しましたか。

(説明者)

調査までは行っておりませんが、市場価格に基づく価格にするよう交渉し、結果として300万円程度、価格は下がりました。

(委員)

他市町村で行った実績調書のような書類を提出するよう、受注者に交渉はしましたか。

(説明者)

交渉は行っておりません。

(委員)

橋梁長寿命化修繕設計委託について、入札結果が1者だけ高くて、他4者はほぼ金額が並んでいますが、これについてはどのようにお考えですか。

(事務局)

傾向として、長寿命化は、各自治体において様々なインフラ事業の発注業務が出てきているため、実績作りをしたい業者が多いのではないかと考えられます。

基準価格等の計算方法も公表しておりますので、各者でこの価格を推測した上で、落札し実績を作りたいという気持ちがあって、入札に臨んでいたのではないかと推測されます。

(委員)

基準価格は公表していますか。

(事務局)

基準価格は公表していませんが、計算方法は公表しています。

(委員)

温水プール屋上防水改修工事について、市内と市外の業者で入札参加要件に差をつけていますが、理由を教えてください。

(事務局)

毎年、千歳市の公共工事の執行方針を定めており、千歳市ホームページでも掲載していますが、地元企業の受注確保、拡大に努めていますので、市内業者が入札に参加できることを念頭に条件を定めました。

仮に、市内業者と市外業者で同じ条件にしてしまうと、市内業者の参加が難しくなるため、入札参加要件をそれぞれ定めました。

(委員)

千歳市の最低制限価格実施要領は公表されていますか。

(事務局)

千歳市のホームページと契約管財課内にある閲覧室で公表しています。

(委員)

入札回数が1回となっていますが、何故ですか。

(事務局)

予定価格を事前公表していますので、入札は1回と定めています。

(委員)

入札者が1以下になった場合は、入札を中止するとありますが、中止した後はどうなりますか。

(事務局)

入札参加者が1以下となった場合、競争性が発揮できないという考えで、入札を中止し、再度入札を行うこととなります。その時には、入札参加者が1以下となった理由を検証したうえで、設計内容等を変更します。

4 報告事項

(1) 指名停止措置状況について

平成28年7月1日から平成28年11月30日までの期間に行った指名停止措置について、事務局から報告を行った。

5 次回の日程等について

次回の委員会は、平成29年8月頃を開催することとし、審議案件の抽出当番委員を栗山委員長に決定した。

6 閉会